

2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年3月1日号

時間外労働の上限規制

平成29年2月14日に第7回働き方改革実現会議が開催されました。今回の会議では、働き方改革の柱の一つである「時間外労働の上限規制」について、法改正の方向性として具体的な時間数が示されました。

■時間外労働の法改正の基本的考え方■

- 36協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を法律に具体的に規定する。
- 規定は、脳・心臓疾患の労災認定基準をクリアするといった健康の確保を図ることが大前提。
その上で、①女性や高齢者が活躍しやすい社会とする観点②ワーク・ライフ・バランスを改善する観点など、様々な観点が必要

■法改正の方向性■

- ① 36協定により、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を月45時間、かつ、年360時間とする。⇒上限は法律に明記し、上限を上回る時間外労働をさせた場合には、次の特例の場合を除いて罰則を科す。
- ② 特例：臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない年間の時間外労働を1年720時間（月平均60時間）とする。
- ③ ②の1年720時間以内において、一時的に事務量が增加する場合について、最低限、上回ることでない上限を設ける。
- ④ 月45時間を超えて時間外労働をさせる場合について、労働側のチェックを可能とするため、別途、臨時的に特別な事情がある場合と労使が合意した労使協定を義務付ける。
- ⑤ 現在、(1)新技術、新商品等の研究開発業務(2)建設事業(3)自動車の運転業務等については限度基準の適用除外になっている。これらの取扱いについて、実態を踏まえて対応のあり方を検討する。
- ⑥ その他、突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けることのできない事由については、労基法第33条による労働時間延長の対象となっており、この措置は継続する。



今後は、繁忙期の上限や適用除外業種のあり方などが、議論の中心となりそうです。

【健保・介護保険料率の改定】

平成29年3月分（4月支払い）から

健保：102.4/1000、（会社・個人）：51.2/1000

介護：16.5/1000、（会社・個人）：8.25/1000

※なお、厚生（会社・個人）は、90.91/1000（現状のままです。）

※関与先様には、個人別保険料リストを送付致します。

賞与等臨時額の計算：

（千円未満切捨て）×（健保＋介護＋厚年保険料率）

※介護（40才以上65才未満）

育児休業給付金の支給申請

一定の要件を満たした雇用保険の被保険者が、育児休業を取得した場合、休業期間中の所得保障として「育児休業給付金」が支給されます。これまでは、2ヵ月に一度、支給申請を行い、2ヵ月分の給付金をまとめて受け取るという形でしたが、平成29年1月より、被保険者が希望する場合は、1ヵ月に一度、支給申請を行うことが可能となりました。2ヵ月ごとの収入ということに不安を感じながら育児をされている方も多かったと思います。この制度変更に関しては、まだ広くに周知されていませんので、育児休業取得中の従業員やこれから育児休業を取得する予定の従業員がいる場合は、該当者にアナウンスし、希望に沿った申請をしていただければと思います。

NEWS ダイジェスト

- 外国人労働者が初めて100万人を突破
厚労省は、日本で働く外国人労働者の数が108万3,769人となり、4年連続で増加したと発表した。100万人を超えたのは初めて。業種別では製造業が33万8,535人(31.2%)、国別では中国が34万4,658人(31.8%)で最多を占めた。
- 成果型賃金制度を導入した企業に助成金支給へ
厚労省は、来年度から、仕事の評価を賃金に反映させる制度を設けた企業に最大130万円支給する助成制度を設ける方針を示した。制度導入時にまず50万円支給し、1年後に3つの要件を満たせばさらに80万円を支給する考え。